

第 1 4 9 8 号

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

甲 府 市 公 報

目 次

[条 例]

甲府市歴史文化交流施設条例	3
甲府市市税条例の一部を改正する条例	10
甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例	12
甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	13
甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	15
甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	21
甲府市水道事業給水条例及び甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例	22

[告 示]

令和5年度下半期の財政状況の公表	27
甲府市各企業会計の令和5年度下半期の業務状況の公表	28
入札告示	29

固定資産税・都市計画税督促状公示送達	32
固定資産税・都市計画税過誤納金充当通知書公示送達	33
差押調書（謄本）公示送達	34
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	35
差押調書（謄本）公示送達	36
開発行為に関する工事の完了公告	37
入札告示（5件）	38
開発行為に関する工事の完了公告（3件）	53
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）	56
犬又は猫の引取り告示（2件）	58
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	60
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	61
国民健康保険被保険者証無効告示	62
特定計量器定期検査の実施公告	63
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	64
入札告示（2件）	66
差押調書（謄本）公示送達（2件）	72

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定公示（２件）	74
犬又は猫の引取り告示（２件）	76
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（４件）	78
甲府市告示第３６２号の告示を取消す告示	82
入札告示	83
配当計算書・充当通知書公示送達	86
入札告示（２件）	87
犬又は猫の引取り告示	93
指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	94
指定介護予防サービス事業者の廃止公示	95
開発行為に関する工事の完了公告	96
犬又は猫の引取り告示	97
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	98
犬又は猫の引取り告示	100
犬、猫等の収容告示	101
入札告示（５件）	102
土壌汚染対策法第１１条第１項の規定による形質変更時要届出区域の指定告示	117
配当計算書・充当通知書公示送達	118
差押調書（謄本）公示送達（２件）	119
犬又は猫の引取り告示	121
令和６年度補正予算の公表	122
入札告示	123
犬又は猫の引取り告示	126
犬の捕獲、抑留をした旨の告示	127
開発行為に関する工事の完了公告（２件）	128

甲府市国民健康保険条例に基づく保険料率等の告示	130
農業振興地域整備計画の変更公告	131
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	132
指定障害福祉サービス事業者の指定公示（４件）	133
指定障害児通所支援事業者の指定公示	137
開発行為に関する工事の完了公告	138
差押調書（謄本）公示送達	139

[教育委員会]

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	140
入札告示（２件）	142
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	148

[選挙管理委員会]

選挙人名簿登録者総数の５０分の１、３分の１及び６分の１の数の告示	150
----------------------------------	-----

[農業委員会]

甲府市農業委員会６月定例総会招集公告	151
--------------------	-----

[上下水道局]

甲府市水道事業給水条例施行規程等の一部を改正する規程	152
入札告示（１５件）	155
指定給水装置工事事業者の指定告示	202

[任免辞令]

市長事務部局	203
--------	-----

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市歴史文化交流施設条例をここに公布する。

令和6年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第20号

甲府市歴史文化交流施設条例

(設置)

第1条 華やかなりし小江戸文化を中心とした甲府の豊かな歴史・文化を感じられる場を提供し、もって観光客、市民、県民等の多彩な交流を創出するため、甲府市歴史文化交流施設（以下「歴史文化交流施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 歴史文化交流施設の位置は、甲府市丸の内一丁目250番1とする。

(施設)

第3条 歴史文化交流施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 交流施設

(2) 交流広場

(事業)

第4条 歴史文化交流施設は、次に掲げる事業を行う。

(1) 地域住民、各種団体等の活動、発表等の場として一般の利用に供すること。

(2) 賑^{にぎ}わい及び交流を創出するための各種イベントを開催すること。

(3) 観光の拠点として、回遊性を向上させること。

(4) 小江戸甲府の歴史・文化、地場産業等の情報を発信し、体験等を提供すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史文化交流施設の設置目的を達成するために

必要な事業

(指定管理者による管理)

第5条 歴史文化交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 歴史文化交流施設及び駐車場の利用の許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(交流施設の休館日及び開館時間)

第7条 交流施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 交流施設の開館時間は、午前9時から午後10時（午後6時以後の時間において、第10条に規定する利用者（交流施設の利用者に限る。）がいないときは、午後6時から午後10時までの範囲内において指定管理者が定める時間）までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、交流施設を臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができる。

4 前2項の場合において、指定管理者は、開館日若しくは休館日又は開館時間を、遅滞なく、公表しなければならない。

(交流広場及び駐車場の利用時間)

第8条 交流広場及び駐車場の利用時間は、終日とする。ただし、次条第2項の許可に係る交流広場の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長

の承認を受けて、交流広場及び駐車場の利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第9条 交流施設及び駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 交流広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために、交流広場の全部又は一部を独占して利用すること。

3 指定管理者は、前2項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史文化交流施設及び駐車場の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 施設、設備等を毀損するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、歴史文化交流施設及び駐車場の管理上支障があると認められるとき。

5 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当するときは、交流広場の利用を制限することができる。

(利用料金の納付等)

第10条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

は、当該許可を受けた歴史文化交流施設及び駐車場の利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。

3 前項に定める利用料金のほか、利用者は、交流施設の設備器具等を利用する場

合は、市長が別に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める額の利用料金を納付しなければならない。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外に歴史文化交流施設及び駐車場を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が、利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の条件に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第9条第4項各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の事故により、利用を許可した施設が利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定の適用により、利用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備等の許可)

第15条 利用者は、歴史文化交流施設及び駐車場の利用に当たって特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 16 条 利用者は、歴史文化交流施設及び駐車場の利用を終了したとき、又は第 14 条第 1 項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用した施設又は設備器具等を原状に回復しなければならない。
(損害賠償の義務)

第 17 条 故意又は過失により歴史文化交流施設及び駐車場の施設、設備器具等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 12 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他歴史文化交流施設及び駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例(昭和 43 年 3 月条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(28) 歴史文化交流施設

別表 (第 10 条関係)

1 交流施設を利用する場合

区分	単位	平日 (土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。)		土曜日、日曜日及び休日	
		午前 9 時か	午後 5 時か	午前 9 時か	午後 5 時か

		ら午後 5 時 まで	ら午後 1 0 時まで	ら午後 5 時 まで	ら午後 1 0 時まで
多目的 ホール	1 時間に つき	3,000 円	4,500 円	3,750 円	5,630 円
多目的 ルーム A から D まで	1 部屋 1 時間につ き	210 円	320 円	260 円	400 円
多目的 ルーム E	1 時間に つき	150 円	230 円	190 円	290 円

備考

- 1 多目的ホールを準備又は片付けに利用する場合は、100分の50に相当する額とする。
- 2 営業又は営利を目的として利用する場合は、100分の200に相当する額とする。
- 3 多目的ホールを営業又は営利を目的として利用する場合において、準備又は片付けに利用する場合は、前項で得た額の100分の50に相当する額とする。
- 4 この表に定める時間以外の時間に利用する場合は、午後5時から午後10時までの欄に掲げる額を適用する。
- 5 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

2 交流広場を利用する場合

区分	単 位	平日		土曜日、日曜日及び休日	
		午前 9 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時か ら午後 1 0 時まで	午前 9 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時か ら午後 1 0 時まで
北側広場	1 時 間 につ き	500 円	750 円	750 円	1,130 円

南側広場	1 時 間 に つ き	180 円	270 円	270 円	410 円
園路（キッチンカーの出店に限る。）	1 台 1 時 間 に つ き	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円

備考

- 1 営業又は営利を目的として利用する場合（キッチンカーを除く。）は、100分の200に相当する額とする。
- 2 この表に定める時間以外の時間に利用する場合は、午後5時から午後10時までの欄に掲げる額を適用する。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

3 駐車場を利用する場合

駐車時間	金額（1台あたり）
午前8時から午後7時まで	20分ごとに100円
午後7時から午前8時まで	30分ごとに100円

備考

- 1 午前8時から午後7時までの利用時間に20分未満の端数があるときは、これを20分とし、午後7時から午前8時までの利用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。
- 2 駐車時間が午後7時の前後にまたがるときは、そのまたがる20分までについて100円とし、駐車時間が午前8時の前後にまたがるときは、そのまたがる30分までについて100円とする。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 1 号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和 2 5 年 8 月条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 6 第 1 項中「及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金及び」に改める。

附則第 5 条の 2 中第 1 4 項を第 1 6 項とし、第 1 3 項を第 1 5 項とし、第 1 2 項を第 1 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 4 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 5 条の 2 中第 1 1 項を第 1 2 項とし、第 7 項から第 1 0 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附則第 2 7 条の 2 を削る。

附則第 3 1 条の 2 中「甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年 6 月条例第 1 9 号）」を「甲府市市税条例の一部を改正する条例（令和 6 年 6 月条例第 2 1 号）」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 7 条の 6 第 1 項の改正規定、附則第 2 7 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行す

る。

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の甲府市市税条例第27条の6第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 2 号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第23号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第26号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第34条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第37条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

（甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正）

第3条 甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成30年12月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

（甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、第1条の規定による改正後の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項、第2条の規定による改正後の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項、第3条の規定による改正後の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第2項及び第4条の規定による改正後の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項、第2条の規定による改正前の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項、第3条の規定による改正前の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第2項及び第4条の規定による改正前の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 4 号

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年 1 2 月条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 1 0 3 条を次のように改める。

(非常災害対策)

第 1 0 3 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 第 1 項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう

努めなければならない。

- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害の際に、利用者及び従業員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

第203条の2第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第60条を次のように改める。

（非常災害対策）

第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

- 3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害の際に、利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

第91条の2第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第34条の2第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第32条の2第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年12月条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第57条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第56条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。））」に改める。

第57条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。））」に改める。

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。））」に改める。

第266条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第234条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（甲府市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 甲府市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 5 号

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 3 0 年 9 月条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「規定する特定業務施設」の次に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加え、「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に」を「令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に、」に、「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（第 2 条の改正規定中「令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に」を「令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に、」に改める部分に限る。）による改正後の甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から、この条例（第 1 条の改正規定及び第 2 条の改正規定中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める部分に限る。）による改正後の甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 9 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新条例の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される特別償却設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

甲府市水道事業給水条例及び甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 6 号

甲府市水道事業給水条例及び甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例
(甲府市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 甲府市水道事業給水条例（平成 9 年 1 2 月条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 3 3 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 3 9 条第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道」を「を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 1 0 号

とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目に相当する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「あつては1年以上」を「あつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第39条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第39条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第40条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第40条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「工学等以外の学科目（工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目をいう。）」を「工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程」に、「当該学科目」を「当該課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目に相当する学科目又は前号の工学等以外の学科目に相当する学科目」を「課程又は前号に規定する課程に相当する課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 前条第10号の規定による合格者であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 前条第11号の規定による合格者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（甲府市簡易水道等条例の一部改正）

第2条 甲府市簡易水道等条例（昭和39年4月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条後段を次のように改める。

この場合において、給水条例第39条第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上

の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第8号中「2年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第9号中「水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道に関する技術上の実務に従事

した経験を有する者」と、同条第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、第40条第1号中「3年」とあるのは「1年6月」と、「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年」とあるのは「3年6月」と、同条第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同条第3号中「10年」とあるのは「5年」と、同条第4号中「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年」とあるのは「3年6月」と、「9年」とあるのは「4年6月」と、同条第7号中「1年」とあるのは「6月」と、同条第8号中「3年」とあるのは「1年6月」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（甲府市水道事業給水条例第3条第2項、第33条第2項及び第40条（第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分に限る。）の改正規定に限る。以下同じ。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の甲府市水道事業給水条例第40条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、第1条の規定による改正後の甲府市水道事業給水条例第40条第6号に規定する者とみなす。

告示

甲府市告示第 336 号

地方自治法第 243 条の 3 第 1 項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計及び甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和 5 年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市告示第 3 3 7 号

地方公営企業法第 4 0 条の 2 及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計及び甲府市簡易水道等事業会計の令和 5 年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 契約番号 | (業務委託) 第388号 |
| (2) 業務名称 | 令和6年度広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式参加事業業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和6年6月19日から令和6年8月6日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社、市内営業所を有する者であること。
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定に基づく第一種旅行業務登録業者であること。
- (3) 過去に、国又は地方公共団体等が発注した類似業務の受託実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税等の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和6年6月3日(月)～令和6年6月11日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時(締切日は午前10時まで)
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和6年6月3日(月)～令和6年6月11日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時(締切日は正午まで)
- イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和6年6月19日(水) 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 7-2会議室
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じく

する契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、
契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第339号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 令和5年度固定資産税・都市計画税第4期督促状
令和5年度固定資産税 償却資産 第4期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第 3 4 0 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 6 月 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|----------------------|
| 1 | 書類名 | 固定資産税・都市計画税過誤納金充当通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第 3 4 1 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条及び第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 6 月 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第 9 5 9 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第 3 4 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和 6 年 6 月 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から 2 週間

甲府市告示第343号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）市民発第20691号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市山宮町字子ノ神858番5、858番7から858番12まで、
864番1から864番13まで及び867番1から867番6まで
以上26筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

韮崎市穂坂町宮久保6314番地1
株式会社クリエイト韮崎
代表取締役 小川 誠

甲府市告示第 3 4 5 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 3 5 号		
工事名	林道御岳線改良工事（大株橋）		
工事場所	甲府市 御岳町 地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁改良（大株橋） N = 1 橋 橋梁塗装塗替工 A = 6 3 m ² 断面修復工 1 式 伸縮装置取替工 1 式 橋面防水工 A = 3 8 m ² 排水管補修工 N = 4 箇所 仮設工 1 式
	2	工期	令和 6 年 1 2 月 1 3 日まで
	3	予定価格 （税込み）	2 1 , 2 1 9 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 1 , 0 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

			(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和6年6月14日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和6年6月21日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年6月21日
	10	入札及び開札日時	令和6年6月28日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで
	2	回答	令和6年6月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第 3 4 6 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(土木) 3 6 号	
工事名		林道御岳線修繕工事	
工事場所		甲府市御岳町 地内	
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 2 6 1 3 m 林道路面整備工 A = 9 9 3 0 m ² 洗堀埋戻し工 1 式 林道路面排水工 L = 2 2 3 m 駐車場整備工 A = 5 0 0 m ²
	2	工期	令和 6 年 9 月 3 0 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 2, 5 7 3, 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和6年6月14日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和6年6月21日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和6年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年6月21日
	10	入札及び開札日時	令和6年6月28日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで
	2	回答	令和6年6月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第 3 4 7 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		（建築） 3 7 号	
工事名		健康の杜センター屋根改修工事	
工事場所		甲府市下向山町 9 1 0	
工事概要	1	工事内容	屋根葺き替え工事 3 7 7 m ² 防水改修工事 3 0 0 m ² 外壁塗装改修工事 1 1 5 m ²
	2	工期	令和 7 年 2 月 7 日まで
	3	予定価格 （税込み）	3 5 , 6 8 4 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A 又は B
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 1 , 7 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。）

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和6年6月14日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和6年6月21日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年6月21日
	10	入札日時	令和6年6月28日 午前9時40分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月3日
	12	開札日時	令和6年7月9日 午前9時40分
	13	落札者決定日	令和6年7月10日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで
	2	回答	令和6年6月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月5日まで
	2	回答	令和6年7月8日

価格以外の評価 を修正した場合	公表	令和 6 年 7 月 8 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10 / 100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第 3 4 8 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(舗装) 4 1 号	
工事名		市道舗装工事 (R 6 - 2)	
工事場所		甲府市平瀬町 地内 外	
工事概要	1	工事内容	施工延長 $L = 706 \text{ m}$ 表層工 (再生密粒度 A S C $t = 50 \text{ mm}$) $A = 1708 \text{ m}^2$ 表層工 (密粒ギャップ A S C $t = 50 \text{ mm}$) $A = 1010 \text{ m}^2$ 上層路盤工 (粒調碎石 M - 30 $t = 100 \text{ mm}$) $A = 1010 \text{ m}^2$ 区画線工 1 式
	2	工期	令和 6 年 1 1 月 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	25, 113, 000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 700 点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 1, 200 万円以上の実績に限る。 元請として平成 21 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 20 % 以上の場

			合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和6年6月14日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和6年6月21日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年6月21日
	10	入札及び開札日時	令和6年6月28日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで
	2	回答	令和6年6月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第 3 4 9 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 4 2 号		
工事名	石田小学校 A 棟防水改修工事		
工事場所	甲府市上石田三丁目 6 番 3 1 号		
工事概要	1	工事内容	・屋上 塩ビシート防水 平場 5 0 6 m² (機械固定工法) 立上り 6 6 m² (S - F 2) ・ P H、渡り廊下屋根 塩ビシート防水 平場 7 2 m² (機械固定工法) 立上り 2 1 m² (S - F 2) ・ 庇 ウレタン塗膜防水 2 6 0 m² X - 2 工法
	2	工期	令和 6 年 9 月 6 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 6 , 3 4 6 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 6 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 8 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場

			合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和6年6月14日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和6年6月21日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年6月21日
	10	入札及び開札日時	令和6年6月28日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで
	2	回答	令和6年6月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第 350 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市西田町 369 番 1 から 369 番 17 まで及び 372 番 2 から
372 番 6 まで
以上 22 筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市富竹一丁目 9 番 13 号
株式会社クローバー
代表取締役 丸山 奈津子

甲府市告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字年代299番6、299番16、299番17、312番1から312番6まで、313番1から313番9まで、314番1から314番7まで及び315番1から315番6まで
以上31筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条14番地1
グローバルハウス株式会社
代表取締役 森 川 浩

甲府市告示第 352 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 6 日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市中町字上ヶ待 274 番 6、274 番 7、287 番 1 から 287 番 28
まで、288 番 2 及び 288 番 3
以上 32 筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市小瀬町 8 番地
株式会社とちの木
代表取締役 小 関 敏 和

甲府市告示第 3 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 貢川一丁目自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	興 石 十 直	戸 島 義 人
代表者 住 所	甲府市貢川一丁目 1 0 番 2 8 号	甲府市貢川一丁目 1 0 番 2 8 号

3 変更年月日 令和 6 年 4 月 1 日

甲府市告示第 3 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 善光寺北原自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	小 林 進	清 水 勝 也
代表者 住 所	甲府市善光寺町 2 9 8 3 番地	甲府市善光寺町 3 2 8 0 番地

3 変更年月日 令和 6 年 4 月 2 0 日

甲府市告示第 3 5 5 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 6 月 1 1 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 6 月 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市上曾根町地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：推定メス
- 5 毛の色：白キジ
- 6 その他の特徴：2 か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第 3 5 6 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 6 月 1 0 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 6 月 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市上積翠寺町地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：推定メス
- 5 毛の色：サバトラ
- 6 その他の特徴：2 か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第 3 5 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 1 項に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 1 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 9 9 0 1 0 1 0 5 5 |
| 2 | 事業所の名称 | さいデイサービスセンターこうふ |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上阿原町 5 2 6 番地 7 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 南巨摩郡身延町切石 4 2 1 番地 1
株式会社さい
代表取締役 溝 口 均 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和 6 年 6 月 1 日 |

甲府市告示第 358 号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第 3 の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第 10 の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 10 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990101055 |
| 2 | 事業所の名称 | さいデイサービスセンターこうふ |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上阿原町 526 番地 7 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 南巨摩郡身延町切石 421 番地 1
株式会社さい
代表取締役 樋口 均 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和 6 年 6 月 1 日 |

甲府市告示第 3 5 9 号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 5 年 1 1 月規則第 5 2 号）第 1 3 条の規定により無効である旨を告示する。

令和 6 年 6 月 1 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

無効とする国民健康保険被保険者証 別紙のとおり

甲府市告示第 360 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

なお、検査対象特定計量器は、計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもりとする。

令和 6 年 6 月 11 日

甲府市長 樋口 雄一

検査日程

検査日時	受付時間	検査場所	対象地区
7 月 17 日（水）	午前 10 時～正午 午後 1 時～3 時まで	東公民館	伊勢地区 住吉地区 湯田地区 東地区
7 月 18 日（木）			
7 月 31 日（水）		中道公民館	中道地区 上九一色地区
8 月 1 日（木）			
8 月 7 日（水）		中央公民館	琢美地区 穴切地区 相生地区
8 月 8 日（木）			新紺屋地区 富士川地区 朝日地区 春日地区

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 6 年 6 月 1 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 業務名

第七次甲府市総合計画策定支援業務

2 業務概要

本市では、平成 2 8 年度から「第六次甲府市総合計画」（以下「現総合計画」という。）に基づく実施計画を推進し、都市像に掲げる「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」の実現に取り組んできたところであるが、現総合計画の計画期間が令和 7 年度で満了となることから次期総合計画として、令和 8 年度を初年度とする「第七次甲府市総合計画」を策定する。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続等又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (7) 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに、他市が発注した総合計画策定支援業務の受託し、完了した実績があること。なお、実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等、業務の一部のみを受託した実績は含まない。

5 手続等

- (1) 第七次甲府市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書、各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

- (2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部企画総室政策課

甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL : 055-237-5293

FAX : 055-220-6938

E-mail : seisaku@city.kofu.lg.jp

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 入札番号 | 第589号 |
| (2) 物件名 | 甲府駅北口防犯カメラ設備修繕 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「電気製品」または「情報・通信」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和6年6月12日（水）～令和6年6月26日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和6年6月12日(水)～令和6年6月26日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月12日(金) 午後1時30分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第420号 |
| (2) 業務名称 | 公共建築物及び建築設備定期点検業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士、又は建築基準法施行規則第6条の5に規定する全ての資格者証（昇降機等検査員資格者証を除く）を有する者を4名以上業務に従事させることができる者であること。
- (3) 事業協同組合等とその組合員は、同時に入札に参加することはできない。なお、事業協同組合等が入札に参加する場合は、組合員を所属しているものとして参加することができる。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立が

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（９）市税の滞納がない者であること。

３ 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

（１）配付期間 令和６年６月１２日（水）～令和６年６月２１日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前９時００分～午後５時００分

令和６年６月２１日（金）については、午後３時００分まで

（２）配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目１８番１号 甲府市役所本庁舎８階

電話０５５－２３７－５７９７

（３）配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

（４）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和６年６月１２日（水）～令和６年６月２１日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前９時００分～午後５時００分

令和６年６月２１日（金）については、午後３時００分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目１８番１号 甲府市役所本庁舎８階

電話０５５－２３７－５７９７

４ 入札及び開札の日時及び場所

（１）日 時 令和６年７月５日（金） 午前９時００分

（２）場 所 甲府市役所本庁舎８階 会議室８－１

甲府市丸の内一丁目１８番１号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

５ 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０／１００に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。

６ 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

７ 落札者の決定方法

甲府市契約規則第１２条第１項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) 支払条件として前金払は請求できない。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第364号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第821号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第 3 6 5 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条及び第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第 8 5 7 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和6年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105860 |
| 2 | 事業所の名称 | ショートステイオアゾSやましろ |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上町916番地2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市宮原町1191番地
社会福祉法人さくら会
理事長 桜林 昌美 |
| 5 | サービスの種類 | 短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和6年6月1日 |

甲府市告示第 3 6 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 0 条第 1 項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び介護保険法第 1 1 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 7 8 条及び第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 9 7 0 1 0 5 8 5 2 |
| 2 | 事業所の名称 | ショートステイ桜森荘 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上石田一丁目 3 番 1 4 号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 富士吉田市下吉田五丁目 1 5 番 2 9 号
芙蓉福祉サービス株式会社
代表取締役社長 大 森 朋 彦 |
| 5 | サービスの種類 | 短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和 6 年 6 月 1 日 |

甲府市告示第 3 6 8 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 6 月 1 7 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市上今井町地内
- 2 犬又は猫の別：猫 2 頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：不明
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：1 週齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第 3 6 9 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 6 月 1 8 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 6 月 1 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市平瀬町地内
- 2 犬又は猫の別：猫 2 頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス、推定メス
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：1 か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第 3 7 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 古上条自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市古上条町 4 0 3 番地 2 6	甲府市上条新居町 1 9 6 番地 1 5

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	青 島 裕 一	角 田 明 徳
代表者 住 所	甲府市古上条町 4 0 3 番地 2 6	甲府市上条新居町 1 9 6 番地 1 5

3 変更年月日 令和 6 年 4 月 1 4 日

甲府市告示第 3 7 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 高畑一丁目飯豊自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	守 屋 高 志	滝 川 修
代表者 住 所	甲府市高畑一丁目 4 番 8 号	甲府市高畑一丁目 9 番 5 号

3 変更年月日 令和 6 年 4 月 1 4 日

甲府市告示第 3 7 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 上積翠寺町自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市上積翠寺町 9 7 4 番地 1	甲府市上積翠寺町 5 2 4 番地

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	保 坂 千 廣	飯 島 貞 利
代表者 住 所	甲府市上積翠寺町 9 7 4 番地 1	甲府市上積翠寺町 5 2 4 番地

3 変更年月日 令和 6 年 4 月 2 8 日

甲府市告示第 3 7 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 川田町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	本 道 勝	市 川 和 彦
代表者 住 所	甲府市川田町 5 7 番地 2	甲府市川田町 8 2 7 番地 2

3 変更年月日 令和 6 年 5 月 1 9 日

甲府市告示第 3 7 4 号

令和 6 年 6 月 1 2 日付け甲府市告示第 3 6 2 号で告示した一般競争入札を取り消すので、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 入札対象物品
 - (1) 入札番号 第 5 8 9 号
 - (2) 物件名 甲府駅北口防犯カメラ設備修繕
- 2 入札を取消にする理由
設計に変更が生じたため
- 3 問い合わせ先
甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 9 4

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第438号 |
| (2) 業務名称 | 県道愛宕山公園線拡幅工事に伴うつつじが崎霊園支障木伐採業務 |
| (3) 履行期間 | 契約日の翌日から令和6年8月30日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に入札参加資格の認定を受けている本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和6年6月14日(金)～令和6年6月24日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年6月24日(月)については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年6月14日(金)～令和6年6月24日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年6月24日(月)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年7月11日(木) 午後3時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 3 7 6 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条及び第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第 1 2 0 1 号
充当通知書 福発第 1 2 0 1 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第440号 |
| (2) 業務名称 | 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（帯那第三地区） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本委託業務と同様の現地調査（一筆地調査を含む）及び測量業務等を履行した実績を有する者であること。なお、本市の地籍調査業務において下請けの実績を有する者も同様とみなす。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和6年6月17日(月)～令和6年6月26日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年6月26日(水)については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年6月17日(月)～令和6年6月26日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年6月26日(水)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年7月10日(水) 午前9時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第437号 |
| (2) 業務名称 | 甲府駅周辺土地区画整理事業に伴う建物他補償額積算再算定委託（R6－その2） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年1月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「補償コンサルタント」に登録されている者であること。
- (3) 配置技術者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 主任技術者は、建物調査等の主たる補償業務に関して7年以上の実務経験を有する者又は建物調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（一般社団法人補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）若しくはこれらと同等の知識と能力を有する者であること。
 - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（参加申請日以前3か月以上の継続した雇用関係）があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年6月17日（月）～令和6年6月26日（水）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和6年6月26日（水）については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 令和6年6月17日（月）～令和6年6月26日（水）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和6年6月26日（水）については、午後3時00分まで

- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年7月10日（水） 午前9時00分

- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 3 7 9 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 6 月 2 4 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市上今井町地内
- 2 犬又は猫の別：猫 1 頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：サバトラ
- 6 その他の特徴：2 か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第 380 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第 3 の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第 78 条及び同要綱第 10 の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105878 |
| 2 | 事業所の名称 | R ケア石和 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市和戸町 1149 番地
コーポ小林第三 201 号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市千塚三丁目 9 番 13 号
合同会社 R ケア
代表社員 篠田 遼太 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防訪問介護相当サービス） |
| 6 | 指定年月日 | 令和 6 年 7 月 1 日 |

甲府市告示第 381 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970100192 |
| 2 | 事業所の名称 | 桜井寮ショートステイセンター |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市桜井町 558 番地 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市桜井町 558 番地
社会福祉法人甲府市民生福祉会
理事長 柄 沢 眞 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防短期入所生活介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和 6 年 6 月 30 日 |

甲府市告示第 382 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 19 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下曾根町字長門田 3657 番 2 から 3657 番 11 まで
以上 10 筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下向山町 1631 番地 1
株式会社リニア
代表取締役 保坂 貞仁

甲府市告示第 3 8 3 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 6 月 2 5 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 6 月 2 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市住吉四丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫 2 頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス、メス
- 5 毛の色：キジシロ、白黒
- 6 その他の特徴：2 か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市女性起業等支援「Can-Pass plus（キャン-パス プラス）」業務

2 業務概要

本業務は、やりたいことが明確に定まっており、起業等に向けて準備を行っている女性を対象に、実践的ノウハウの学びを提供する研修等を実施し、やりたいことを継続するための支援を行うことで、切れ目のない起業等支援体制の構築を目的とした業務である。

3 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務と類似した起業に係る研修等支援の実績を有していること。
- (2) 本業務を受託した場合、甲府市（以下「市」）との打合せ等に対応できる体制を整えられること。
- (3) 市区町村税の滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）または法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 告示の日以前6か月以内に手形または小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 甲府市女性起業等支援「Can-Pass plus（キャン-パス プラス）」業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」）、仕様書、甲府市女性

起業等支援「C a n－P a s s p l u s（キャン-パス プラス）」業務企画提案書等作成要領・様式集（以下「作成要領」）を甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画提案書の作成については作成要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市市民部市民総室人権男女参画課女性活躍係

〒400－8585 山梨県甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号（甲府市役所本庁舎 4 階）

T E L 0 5 5－2 2 5－3 9 4 0（直通）

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第 3 8 5 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 6 月 2 5 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 6 月 2 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市富士見 2 丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫 1 頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：性別不明
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：3 か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第386号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和6年6月25日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和6年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市山宮町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：性別不明
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：子猫（2か月齢位）、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第 387 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 21 日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 54 号		
工事名	善誘館小学校受水槽更新工事		
工事場所	甲府市朝気一丁目 2 番 52 号		
工事概要	1	工事内容	機械設備工事 一式 (受水槽＋ポンプ室工事、給水設備工事、排水設備工事、消火設備工事、換気設備工事、撤去工事) 建築工事 一式 (解体工事、フェンス工事) 電気設備工事 一式 (幹線動力設備工事、電灯コンセント設備工事)
	2	工期	令和 7 年 1 月 31 日まで
	3	予定価格 (税込み)	43,505,000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A 又は B

	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 2, 1 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	1 0
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和 6 年 6 月 2 1 日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和 6 年 7 月 2 日
	3	申請書受付開始日	令和 6 年 6 月 2 1 日
	4	申請書受付締切日	令和 6 年 7 月 2 日 午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 6 年 7 月 8 日
	6	設計図書配付開始日	令和 6 年 6 月 2 1 日
	7	設計図書配付締切日	令和 6 年 7 月 9 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和 6 年 6 月 2 1 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 6 年 7 月 9 日
	10	入札日時	令和 6 年 7 月 1 8 日 午前 1 0 時 1 0 分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和 6 年 7 月 2 3 日
	12	開札日時	令和 6 年 7 月 2 9 日 午前 1 0 時 1 0 分
	13	落札者決定日	令和 6 年 7 月 3 0 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月25日まで
	2	回答	令和6年7月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月26日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第 388 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 21 日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(舗装) 57 号	
工事名		区画道路舗装工事 (R6・10-1 号線 外)	
工事場所		甲府市朝日一丁目地内 外	
工事概要	1	工事内容	歩道舗装工 A = 89.0 m ² 縁石工 L = 47.0 m 排水構造物工 L = 12.0 m 防護柵工 L = 32.0 m
	2	工期	令和 6 年 12 月 20 日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,693,000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 700 点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 500 万円以上の実績に限る。 元請として平成 21 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 20% 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和6年7月18日 午前10時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第 3 8 9 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(塗装) 5 8 号	
工事名		後屋団地 1 号館外壁改修工事	
工事場所		甲府市後屋町 6 5 3 番地	
工事概要	1	工事内容	・外壁他塗替 1 5 3 0 . 0 m ² ・ベランダ床超速硬化ウレタン塗膜防水 3 0 2 . 0 m ² 他一式
	2	工期	令和 7 年 1 月 2 4 日まで
	3	予定価格 (税込み)	2 8 , 9 8 5 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	塗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 7 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の塗装工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 1 , 4 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和6年7月18日 午前11時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	

	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第 390 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 21 日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(塗装) 59 号		
工事名	後屋団地 2 号館外壁改修工事		
工事場所	甲府市後屋町 653 番地		
工事概要	1	工事内容	・外壁他塗替 1594.0 m ² ・ベランダ床超速硬化ウレタン塗膜防水 264.0 m ² 他一式
	2	工期	令和 7 年 1 月 24 日まで
	3	予定価格 (税込み)	28,688,000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	塗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 700 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の塗装工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 1,400 万円以上の実績に限る。 元請として平成 21 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 20% 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和6年7月18日 午前11時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第 3 9 1 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(解体) 6 2 号	
工事名		帯那山高原牧場解体工事	
工事場所		甲府市上帯那町 地内	
工事概要	1	工事内容	受水槽撤去 1 式 送水管撤去 1 式 その他配管撤去 1 式 引込柱撤去 1 式 水飲み場撤去 1 式 柵撤去 1 式 その他付帯工 1 式
	2	工期	令和 7 年 1 月 3 1 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 5 , 1 9 1 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 7 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の解体工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 7 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を

			各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和6年7月18日 午前11時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		

支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第 3 9 2 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 指定する区域

甲府市宮原町字西条下河原 1 0 1 4 番 2 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ほう素及びその化合物

甲府市告示第 3 9 3 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条及び第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第 1 4 4 2 号
充当通知書 福発第 1 4 4 2 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第 3 9 4 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）市民発第 2 0 9 2 8 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第 3 9 5 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）市民発第 2 0 9 5 1 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第 3 9 6 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 6 月 2 5 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：高畑一丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：柴犬風
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪あり
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第 3 9 7 号

地方自治法第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 6 年 6 月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 令和 6 年度甲府市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 令和 6 年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年 6 月 2 1 日 原案可決

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第493号 |
| (2) 業務名称 | 市内中小企業とスタートアップ企業とのマッチングイベント運用等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年6月24日（月）～令和6年7月3日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和6年7月3日（水）については、午後3時00分まで

（2）配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

（3）配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

（4）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年6月24日（月）～令和6年7月3日（水）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和6年7月3日（水）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

（1）日 時 令和6年7月19日（金） 午前11時00分

（2）場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1（控室：入札室2）

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

（1）入札保証金：免除

（2）契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を

数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第 3 9 9 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 6 月 2 7 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 6 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市山宮町地内
- 2 犬又は猫の別：猫 5 頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：性別不明
- 5 毛の色：キジトラ 3 頭、黒 2 頭
- 6 その他の特徴：1 週齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第400号

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第16条第1項の規定に基づき、次の犬を捕獲、抑留したため、同条第2項に規定により告示する。

この犬の所有者は、令和6年6月27日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にする事。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬は処分する。

令和6年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 捕獲場所：甲府市向町地内
- 2 種類：雑種（甲斐犬風）
- 3 性別：オス
- 4 毛の色：黒虎
- 5 その他の特徴：成犬、中型、首輪なし
- 6 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市貢川二丁目870番1、870番2、870番4、871番3、
871番4、876番2、877番3、877番4、878番1及び
878番3
以上10筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブンーイレブン・ジャパン
代表取締役 永松 文彦

甲府市告示第402号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市青葉町1377番1及び1377番4から1377番32まで
以上30筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

韮崎市神山町北宮地483番地1
有限会社リアライズ
代表取締役 秋山 明彦

甲府市告示第403号

令和6年度甲府市国民健康保険料率について、甲府市国民健康保険条例第14条第3項（第13条の2第3項、第13条の4第2項及び第13条の4第5項において準用する場合を含む。）、第14条の5の5第3項（第13条の2第4項、第13条の4第3項及び第13条の4第6項において準用する場合を含む。）及び第14条の9第3項（第13条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

令和6年度甲府市国民健康保険料率 別紙のとおり

甲府市告示第404号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事業者名 | 合同会社Locus |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県南アルプス市百々3655-6 |
| 3 | 事業所名 | 相談支援事業所Woodnote |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉四丁目15番9号 |
| 5 | 事業の種類 | 指定特定相談支援
指定障害児相談支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定無し |
| 7 | 指定事業所番号 | 1930103906（指定特定相談支援）
1970103915（指定障害児相談支援） |
| 8 | 指定年月日 | 令和6年7月1日 |

甲府市告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 事業者名 | 有限会社タケマサ商事 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市塩部三丁目13番3号 |
| 3 | 事業所名 | 多機能型事業所あおば |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市東下条町121番地5 |
| 5 | 事業の種類 | 生活介護
就労継続支援B型 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定無し |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910103868 |
| 8 | 指定年月日 | 令和6年7月1日 |

甲府市告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	a n l i b 株式会社
2	事業者の所在地	南アルプス市小笠原2477
3	事業所名	就労継続支援B型事業所 a n k o
4	事業所の所在地	甲府市徳行二丁目4番5号
5	事業の種類	就労継続支援B型
6	主たる対象者	知的障害者・精神障害者・難病等対象者
7	指定事業所番号	1910103892
8	指定年月日	令和6年7月1日

甲府市告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 事業者名 | 一般社団法人いずみ |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市飯田二丁目20番12号 |
| 3 | 事業所名 | グループホームいず |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市美咲二丁目12番24号 |
| 5 | 事業の種類 | 共同生活援助 |
| 6 | 主たる対象者 | 知的障害者・精神障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1920103874 |
| 8 | 指定年月日 | 令和6年7月1日 |

甲府市告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 事業者名 | 合同会社Rケア |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市千塚三丁目9番13号 |
| 3 | 事業所名 | Rケア石和 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市和戸町1149番地コーポ小林第三201号 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護
重度訪問介護 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定無し |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910103926 |
| 8 | 指定年月日 | 令和6年7月1日 |

甲府市告示第410号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 事業者名 | CLUM株式会社 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市中央二丁目9番20号 タカオカビル1階 |
| 3 | 事業所名 | CLUM甲府中央カレッジ |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市中央二丁目10番15号 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援
放課後等デイサービス |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1950103885 |
| 8 | 指定年月日 | 令和6年7月1日 |

甲府市告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市荒川二丁目185番1から185番7まで
以上7筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条101番地1
有限会社保泉商事
代表取締役 小池 保

甲府市告示第412号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第1118号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

教育委員会

甲府市教育委員会告示第 1 4 号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

甲府市教育委員会
教育長 松 田 昌 樹

- 1 業務名
学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務
- 2 業務概要
 - (1) インフラサービス業務
 - (2) ネットワークサービス業務
 - (3) システムサービス業務
 - (4) ゼロトラストセキュリティサービス業務
 - (5) 保守サービス業務
- 3 履行期間
契約締結日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
- 4 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
 - (2) 公告の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
 - (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 甲府市の指名停止を受けている者でないこと。
 - (6) 租税を完納していること。
 - (7) 過去 5 年以内に、国又は地方公共団体において、本業務に類似する業務（校内環境分離等）に関する実績を有していること。
 - (8) 過去 5 年以内に国、地方公共団体において、ゼロトラストネットワークに関する実施設計または構築等に関する実績を有していること。

- (9) 「ISO27001/ISMS」を取得していること。
- (10) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）
第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においてはその役員が暴力団員でないこと。
- 5 手続き等
甲府市ホームページにて公表する、公募型プロポーザル実施要領等を参照すること。
- 6 主催及び事務局
主催者 甲府市教育委員会
事務局 教育部教育総室学事課
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
電 話：055-223-7322
メー ル：kyogaku@city.kofu.lg.jp

甲府市教育委員会告示第15号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月21日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第446号 |
| (2) 業務名称 | 小学校消火設備・避難器具等点検及び防火対象物点検業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（防火対象物点検資格者並びに消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士又は電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 事業協同組合とその組合員は、同時に入札に参加することはできない。なお、事業協同組合が入札に参加する場合は、組合員を所属しているものとして参加することができる。
- (5) 協会とその協会員は、同時に入札に参加することはできない。なお、協会が入札に参加する場合は、協会員を所属しているものとして参加することができる。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指

名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(9) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(11) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和6年6月21日（金）～令和6年7月1日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年6月21日（金）～令和6年7月1日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年7月24日（水） 午前9時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げ

るいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第16号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月21日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第447号 |
| (2) 業務名称 | 中学校消火設備及び避難器具等点検業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士又は電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 事業協同組合とその組合員は、同時に入札に参加することはできない。なお、事業協同組合が入札に参加する場合は、組合員を所属しているものとして参加することができる。
- (5) 協会とその協会員は、同時に入札に参加することはできない。なお、協会が入札に参加する場合は、協会員を所属しているものとして参加することができる。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (11) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年6月21日（金）～令和6年7月1日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 令和6年6月21日（金）～令和6年7月1日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

- イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年7月24日（水） 午前10時00分

- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第 12 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の 10 / 100）：納付

ただし、甲府市契約規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年6月26日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 業務名

「こうふ開府の日」記念事業イベント企画運營業務

2 業務概要

甲府のまちの起源である、12月20日の「こうふ開府の日」の記念日にイベントを実施することで、市民のふるさと甲府への愛着を深め、「こうふ愛」を醸成するとともに、「市民みんなでお祝いする日」として、広く周知することを目的とする。

イベントの開催においては、こうふ開府500年レガシー事業の集大成として幅広い層の興味・関心につながる内容を実施し、更なる「こうふ開府の日」の認知度向上を目指していくものとする。

本事業の実施にあたっては、集客型イベントの企画・運営等、豊富な経験と専門知識を有する事業者から賑わいを創出できる話題性のある企画やイベント全体の円滑な運営に関する提案を広く募集し、その中から優れた提案を採用する必要があることから、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選考する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有していること。（共同事業体としての参加は認めない。）
- (2) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から契約締結日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 公告の日以前過去5年間に、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を履行した実績を、元請けとして1件以上有していること。

5 手続き等

甲府市ホームページにて公表する、公募型プロポーザル実施要項等を参照すること。

6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 教育部生涯学習室生涯学習課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5327

FAX 055-235-5648

電子メール kaifu500@city.kofu.lg.jp

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志 村 文 武

1	1/50の数	3,061人
2	1/3の数	51,015人
3	1/6の数	25,508人
4	選挙人名簿登録者数	153,043人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会6月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和6年6月27日午後2時00分に甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和6年6月20日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和6年7月告示分農用地利用集積計画の承認について
- 3 令和6年7月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 5 令和7年度山梨県農業行政施策に関する意見書について

(2枚目)

同社ルート：甲府市上下水道局 ⇨ 金橋駅(浅茅・事務センター) ⇨ 甲府市上下水道局
〒400-0046 甲府市下石田二丁目2番23号1号 電話：655-228-3311(代表)
甲府市上下水道局ホームページアドレス：<http://www.water.kofu.miyazaki.jp/>

甲府市上下水道局

(3枚目)

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話 055-228-3311(代表)
甲府市上下水道局ホームページアドレス <http://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

(4枚目)

[illegible]

第2条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程（昭和28年11月管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第73号様式（その1）を次のように改める。

第73号様式（その1）

(1 枚目)

[illegible]

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局告示第 36 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110016号		
工事名	(更新－15) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下石田二丁目・徳行二丁目地内（甲府市上下水道局の西）		
工事概要	1	工事内容	DIP. GXφ150 L=195.5m 仕切弁. GXφ150 2基 HPPEφ100 L=338.5m 仕切弁. PEφ100 4基 HPPEφ75 L=329.0m 仕切弁. PEφ75 7基 消火栓φ75 1基
	2	工期	令和7年3月14日まで
	3	予定価格 (税込み)	73,249,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 3,600万円以上の実績に限る。 元請として平成21年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実

			績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和6年6月14日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和6年6月21日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年6月21日
	10	入札日時	令和6年6月28日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月3日
	12	開札日時	令和6年7月9日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和6年7月10日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで
	2	回答	令和6年6月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月5日まで
	2	回答	令和6年7月8日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月8日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 37 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110017号		
工事名	(災対－101) 送配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下曾根町地内（市立笛南中学校の南東）		
工事概要	1	工事内容	DIP. GXφ200 L=301.0m HPPEφ100 L=49.5m 仕切弁. GXφ200 2基 仕切弁. PEφ100 1基 空気弁φ20 2基
	2	工期	令和6年11月8日まで
	3	予定価格 (税込み)	37,114,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 AまたはB

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 1, 8 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	1 0
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和 6 年 6 月 5 日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和 6 年 6 月 1 4 日
	3	申請書受付開始日	令和 6 年 6 月 5 日
	4	申請書受付締切日	令和 6 年 6 月 1 4 日 午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 6 年 6 月 2 0 日
	6	設計図書配付開始日	令和 6 年 6 月 5 日
	7	設計図書配付締切日	令和 6 年 6 月 2 1 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和 6 年 6 月 5 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 6 年 6 月 2 1 日
	10	入札日時	令和 6 年 6 月 2 8 日 午前 9 時 2 0 分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和 6 年 7 月 3 日
	12	開札日時	令和 6 年 7 月 9 日 午前 9 時 2 0 分
	13	落札者決定日	令和 6 年 7 月 1 0 日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで
	2	回答	令和6年6月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月5日まで
	2	回答	令和6年7月8日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月8日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 38 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130012号		
工事名	下水道改良工事（スR5－2）		
工事場所	甲府市中央三丁目地内ほか		
工事概要	1	工事内容	管きょ更生工 1 式 路線延長（既設管径φ250～φ500） L＝340m 更生延長（既設管径φ250～φ500） L＝332m 付帯工 1 式
	2	工期	令和 7 年 1 月 7 日まで
	3	予定価格 （税込み）	58, 157, 000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は 下水道管布設工事等で 1 件の工事請負 額が 2, 900 万円以上の実績がある 者に限る。 元請として平成 21 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実

			績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和6年6月14日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和6年6月21日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年6月21日
	10	入札日時	令和6年6月28日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月3日
	12	開札日時	令和6年7月9日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和6年7月10日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで
	2	回答	令和6年6月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月5日まで
	2	回答	令和6年7月8日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月8日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 3 9 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	（建築） 1 1 0 0 2 0 号		
工事名	（そ－ 5） 北部第 1 配水池浸水対策工事		
工事場所	甲府市上曾根町 1 0 0 7－ 2		
工事概要	1	工事内容	浸水対策工事 一式 構造：R C 造 地下 1 階～ 1 階 敷地面積： 7 2 5． 9 m ² 建築面積： 1 8 2． 3 5 m ²
	2	工期	令和 7 年 3 月 1 4 日まで
	3	予定価格 （税込み）	1 2 6， 0 4 9， 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事。 ただし、 1 件の工事請負額が、 6， 3 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和6年6月14日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和6年6月21日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年6月21日
	10	入札日時	令和6年6月28日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月3日
	12	開札日時	令和6年7月9日 午前9時30分
	13	落札者決定日	令和6年7月10日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで
	2	回答	令和6年6月26日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月5日まで
	2	回答	令和6年7月8日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月8日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 4 0 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	（機械） 1 1 0 0 2 2 号		
工事名	（そ－ 8）平瀬浄水場第 2 系列沈砂池除塵機更新工事		
工事場所	甲府市平瀬町 7 2 4－ 1 （平瀬浄水場沈砂池）		
工事概要	1	工事内容	自動除塵機 1 基
	2	工期	令和 7 年 3 月 1 4 日まで
	3	予定価格 （税込み）	1 0 4， 8 3 0， 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評価値（P） 1， 0 0 0 点以上 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	上水道の浄水場 （浄水能力 1 0 0， 0 0 0 m ³ /日以上） の機械設備工事。 ただし、 1 件の工事請負額が、 5， 2 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 %以上の場合の

			ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和6年6月14日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和6年6月21日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年6月21日
	10	入札日時	令和6年6月28日 午前9時50分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月3日
	12	開札日時	令和6年7月9日 午前9時50分
	13	落札者決定日	令和6年7月10日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで (落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する	1	質問	令和6年6月25日 午後5時まで

説明	2	回答	令和 6 年 6 月 2 6 日
価格以外の 評価に 関する 照会	1	質問	令和 6 年 7 月 5 日まで
	2	回答	令和 6 年 7 月 8 日
価格以外の評価 を修正した場合	公表		令和 6 年 7 月 8 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4		

甲府市上下水道局告示第 4 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木） 7 号		
工事名	①（街路－ 1 5）配水管布設替工事 ②歩道改良工事（R 6：市道 百石国母線） ③下水道改良工事（公共 R 6－ 3）		
工事場所	甲府市相生一丁目地内（飯豊橋の北）		
工事概要	1	工事内容	①配水管布設替工事 D I P. G X ϕ 2 5 0 L = 7 7 . 0 m D I P. G X ϕ 1 5 0 L = 8 . 0 m D I P. G X ϕ 1 0 0 L = 2 . 5 m H P P E ϕ 1 0 0 L = 4 8 . 5 m 仕切弁. G X ϕ 2 5 0 3 基 仕切弁. G X ϕ 1 5 0 1 基 仕切弁. P E ϕ 1 0 0 1 基 消火栓 ϕ 7 5 1 基 既設管撤去工 1 式 ②歩道改良工事 施工延長 L = 7 1 . 6 6 m 街渠側溝工 L = 1 4 1 m 自由勾配側溝工 L = 9 m 街渠柵工 N = 6 基 集水柵工 N = 4 基 縁石工 L = 1 4 2 m 境界工 L = 1 2 6 m 車道舗装工 A = 7 5 m ² 歩道舗装工 A = 1 6 6 m ² 区画線工 1 式 仮設工 1 式

			付帯工 1 式 ③下水道改良工事 人孔鉄蓋調整取替工 (φ 6 0 0) 5 箇所 取付管取替工 (φ 2 0 0) 5 箇所 付帯工 1 式	
	2	工期	令和 7 年 3 月 1 8 日まで	
	3	予定価格 (税込み)	7 3 , 2 1 6 , 0 0 0 円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務		適用
	5	週休 2 日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A	
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等又は配水管布設替 工事等と道路工事等との合併工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 3 , 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)	
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型	
	2	加算点の満点	1 0	
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による	
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和 6 年 6 月 2 1 日	
	2	入札説明書等配付締切 日	令和 6 年 7 月 2 日	
	3	申請書受付開始日	令和 6 年 6 月 2 1 日	
	4	申請書受付締切日	令和 6 年 7 月 2 日 午後 3 時まで	
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 6 年 7 月 8 日	

	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日
	10	入札日時	令和6年7月18日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月23日
	12	開札日時	令和6年7月29日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和6年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月25日まで
	2	回答	令和6年7月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月26日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	

低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 4 2 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木） 8 号		
工事名	①（街路－ 2 2）配水管布設替工事 ② R 6 道路改良工事（市道和田平東線）		
工事場所	甲府市城東三丁目地内（市立東中学校の南東）		
工事概要	1	工事内容	①配水管布設替工事 D I P . G X φ 2 0 0 L = 4 8 . 5 m 仕切弁 . G X φ 2 0 0 1 基 既設管撤去工 1 式 ②道路改良工事 側溝工 L = 3 0 . 0 m 縁石工 L = 2 9 . 0 m 付帯工 1 式
	2	工期	令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで
	3	予定価格 （税込み）	1 4 , 7 8 4 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B 又は C
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等又は配水管布設 工事等と道路工事等との合併工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 7 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和6年7月18日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第43号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和6年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110025号		
工事名	(更新－10) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市住吉三・四丁目地内（JR南甲府駅の南）		
工事概要	1	工事内容	DIP. GXφ200 L=303.5m DIP. GXφ100 L=39.5m 仕切弁. GXφ200 6基 仕切弁. GXφ100 7基 不断水簡易仕切弁φ200 1基 消火栓φ75 2基
	2	工期	令和7年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	67,386,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 3,300万円以上の実績に限る。 元請として平成21年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の

			ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日
	10	入札日時	令和6年7月18日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月23日
	12	開札日時	令和6年7月29日 午前9時20分
	13	落札者決定日	令和6年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで

説明	2	回答	令和6年7月16日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月25日まで
	2	回答	令和6年7月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 4 4 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 2 6 号		
工事名	(更新－ 1 1) 配水管布設替工事		
工事場所	中央市中楯地内（国母工業団地内）		
工事概要	1	工事内容	D I P . G X ϕ 3 0 0 L = 2 9 9 . 0 m 仕切弁 . G X ϕ 3 0 0 3 基
	2	工期	令和 7 年 1 月 2 7 日まで
	3	予定価格 (税込み)	4 8 , 7 9 6 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 6 7 8 点以上
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

			(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日
	10	入札日時	令和6年7月18日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月23日
	12	開札日時	令和6年7月29日 午前9時30分
	13	落札者決定日	令和6年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月25日まで
	2	回答	令和6年7月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 4 5 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 2 7 号		
工事名	(更新－ 1 7) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市荒川二丁目・千塚一丁目地内（市営荒川団地の南）		
工事概要	1	工事内容	【路線 1】 D I P . G X φ 1 5 0 L = 2 4 1 . 0 m D I P . G X φ 1 0 0 L = 7 . 5 m D I P . G X φ 7 5 L = 1 3 . 0 m H P P E φ 5 0 L = 1 . 0 m 仕切弁 . G X φ 1 5 0 4 基 仕切弁 . G X φ 1 0 0 1 基 仕切弁 . G X φ 7 5 2 基 消火栓 φ 7 5 1 基 【路線 2】 不断水簡易仕切弁 φ 1 0 0 1 基
	2	工期	令和 7 年 1 月 1 7 日まで
	3	予定価格 (税込み)	4 5 , 9 6 9 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 2, 200 万円以上の実績に限る。 元請として平成 21 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 20 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和 6 年 6 月 21 日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和 6 年 7 月 2 日
	3	申請書受付開始日	令和 6 年 6 月 21 日
	4	申請書受付締切日	令和 6 年 7 月 2 日 午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 6 年 7 月 8 日
	6	設計図書配付開始日	令和 6 年 6 月 21 日
	7	設計図書配付締切日	令和 6 年 7 月 9 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和 6 年 6 月 21 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 6 年 7 月 9 日
	10	入札日時	令和 6 年 7 月 18 日 午前 9 時 40 分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和 6 年 7 月 23 日
	12	開札日時	令和 6 年 7 月 29 日 午前 9 時 40 分
	13	落札者決定日	令和 6 年 7 月 30 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月25日まで
	2	回答	令和6年7月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月26日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 4 6 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 2 8 号		
工事名	(更新－ 7) 配水管布設替工事		
工事場所	甲斐市大下条地内（甲斐市立敷島南小学校の西）		
工事概要	1	工事内容	H P P E φ 1 0 0 L = 3 7 1 . 0 m S S P φ 5 0 L = 7 . 0 m 仕切弁 P E φ 1 0 0 6 基 消火栓 φ 7 5 1 基
	2	工期	令和 7 年 1 月 2 7 日まで
	3	予定価格 (税込み)	3 5 , 0 9 0 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 6 7 8 点以上

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 元請として平成21年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日
	10	入札日時	令和6年7月18日 午前10時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月23日
	12	開札日時	令和6年7月29日 午前10時00分
	13	落札者決定日	令和6年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
価格以外の 評価に関する 照会	1	質問	令和6年7月25日まで
	2	回答	令和6年7月26日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和6年7月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 4 7 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 3 0 0 1 6 号		
工事名	下水道改良工事（ス R 5－6）		
工事場所	甲府市青葉町地内		
工事概要	1	工事内容	路線延長（φ 1 8 0 0） L = 3 1 7 m 管きょ更生工（φ 1 8 0 0） L = 3 1 2 m 付帯工 1 式
	2	工期	令和 7 年 3 月 1 8 日まで
	3	予定価格 （税込み）	3 3 1, 0 1 2, 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 次の 2 者を構成員とする自主結成による 特定建設工事共同企業体 A A 2 者又は A B 2 者 代表構成員：特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は 下水道管工事等で 1 件の工事請負額が 1 億 6, 5 0 0 万円以上の実績がある 者に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として 平成 2 1 年 4 月 1 日以降に完成、引き 渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日
	10	入札日時	令和6年7月18日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月23日
	12	開札日時	令和6年7月29日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和6年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月25日まで
	2	回答	令和6年7月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 4 8 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 3 0 0 1 7 号		
工事名	下水道管工事 (R 6 D - 2) (余フ)		
工事場所	甲府市城東二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	ボックスカルバート布設工 (2 5 0 0 × 1 5 0 0) L = 1 8 m ボックスカルバート布設工 (暫定管) L = 6 . 2 m 付帯工 1 式
	2	工期	令和 7 年 2 月 2 8 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	4 2 , 7 4 6 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資 格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B

	3	同種工事施工実績	下水道管工事等。 元請として平成21年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 ただし、1件の工事請負額が、2,100万円以上の実績に限る。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
	5	近接工事	令和5年5月24日告示の(土木)130011号「下水道管工事(R5D-4)」、令和6年5月23日告示の合併(土木)4号「①(街路-12)配水管布設替工事、②下水道管工事(R6D-1)」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日

	10	入札日時	令和6年7月18日 午前9時50分
	11	価格以外の評価点公表日	令和6年7月23日
	12	開札日時	令和6年7月29日 午前9時50分
	13	落札者決定日	令和6年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和6年7月25日まで
	2	回答	令和6年7月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和6年7月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第 4 9 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 1 1 0 0 3 1 号		
工事名	(路 4 - 6) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市千塚一丁目地内外 1 箇所 (市立千塚小学校の東)		
工事概要	1	工事内容	施工総延長 $L = 487\text{ m}$ 幅員 $W = 1.0\text{ m} \sim 6.7\text{ m}$ ・昼間施工 表層工 (再生密粒度 A S C $t = 5\text{ cm}$) $A = 1848\text{ m}^2$ 表層工 (開粒度 A S C $t = 5\text{ cm}$) $A = 5\text{ m}^2$ 不陸整正工 (M-30 $t = 3\text{ cm}$) $A = 1853\text{ m}^2$ 区画線工・付帯工 一式 ・夜間施工 表層工 (改質 A s II 型 $t = 5\text{ cm}$) $A = 15\text{ m}^2$ 基層工 (再生粗粒度 A S C $t = 5\text{ cm}$) $A = 9\text{ m}^2$ 瀝青安定処理工 (瀝青安定処理路盤材 $t = 8\text{ cm}$) $A = 9\text{ m}^2$ 上層路盤工 (M-40 $t = 25\text{ cm}$) $A = 9\text{ m}^2$ 表層工 (開粒度 A S C $t = 4\text{ cm}$) $A = 6\text{ m}^2$ 表層工 (開粒度 A S C $t = 3\text{ cm}$) $A = 3\text{ m}^2$ 不陸整正工 (M-30 $t = 3\text{ cm}$) $A = 9\text{ m}^2$

	2	工期	令和6年11月18日まで	
	3	予定価格 (税込み)	16,819,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
	5	週休2日制適用工事	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)700点以上	
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、800万円以上の実績に限る。 元請として平成21年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)	
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年6月21日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年7月2日	
	3	申請書受付開始日	令和6年6月21日	
	4	申請書受付締切日	令和6年7月2日 午後3時まで	
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年7月8日	
	6	設計図書配付開始日	令和6年6月21日	
	7	設計図書配付締切日	令和6年7月9日	
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年6月21日	
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年7月9日	
	10	入札及び開札日時	令和6年7月18日 午前10時30分	
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載	

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第50号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110032号		
工事名	漏水修理に伴う路面復旧工事（路3-01）		
工事場所	給水区域一円（甲府署・南甲府署管内・12箇所）		
工事概要	1	工事内容	・表層工 再生密粒度ASC（t=5cm） A=147.0㎡ ポーラスASC（t=5cm） A=93.0㎡ ・基層工 再生粗粒度ASC（t=5cm） A=239.0㎡ ・上層路盤工 再生瀝青安定処理（t=10cm） A=78.0㎡ 再生瀝青安定処理（t=8cm） A=41.0㎡ 粒調碎石M-40（t=25cm） A=80.0㎡ 粒調碎石M-40（t=35cm） A=39.0㎡ ・不陸整正工 粒調碎石M-40（t=3cm） A=120.0㎡ ・区画線工 1式
	2	工期	令和6年12月6日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,714,000円

	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
	5	週休 2 日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）700点以上	
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、500 万円以上の実績に限る。 元請として平成 21 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）	
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和 6 年 6 月 21 日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和 6 年 7 月 2 日	
	3	申請書受付開始日	令和 6 年 6 月 21 日	
	4	申請書受付締切日	令和 6 年 7 月 2 日 午後 3 時まで	
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和 6 年 7 月 8 日	
	6	設計図書配付開始日	令和 6 年 6 月 21 日	
	7	設計図書配付締切日	令和 6 年 7 月 9 日	
	8	設計図書に関する質問開始日	令和 6 年 6 月 21 日	
	9	設計図書に関する質問締切日	令和 6 年 7 月 9 日	
	10	入札及び開札日時	令和 6 年 7 月 18 日 午前 10 時 50 分	
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載	
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書	

入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年7月12日 午後5時まで
	2	回答	令和6年7月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100　納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第51号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和6年6月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

指 定 番 号	第484号
指定業者名	株式会社野沢組
所 在 地	甲府市青葉町9番30号
代 表 者	野沢 俊雄

任免辞令

(市長事務部局)

市立甲府病院 看護部 技師 久保寺 隆
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 6 月 1 2 日

保健衛生部 保健衛生総室 地域保健課 技師 宮 本 和 恵
子ども未来部 子ども未来総室 母子保健課 主事 坂 本 理 桜
(各通)
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 6 月 1 8 日

甲府市監査委員 小 澤 宏 至
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 6 月 2 1 日

甲府市監査委員に選任する 鮫 田 光 一

以 上 発 令 日 令和 6 年 6 月 2 2 日

甲府市固定資産評価員 小 池 康 雄
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 6 月 3 0 日

市立甲府病院 診療部 整形外科 科長 川 崎 晋 睦
市立甲府病院 診療部 泌尿器科 医師 武 藤 竜 也
市立甲府病院 診療部 耳鼻いんこう科 医師 佐 藤 彩 可
市立甲府病院 診療部 麻酔科 医長 高三野 彩 紗
(各通)
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 6 月 3 0 日